

最低積立基準額の算定に用いる予定利率の一部改正案等

対象

DB

厚生基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

ポイント

- ▶ 最低積立基準額の算定に用いる予定利率に関する告示、通知の改正案について意見募集※1※2が開始されました。
- ▶ 概要：最低積立基準額の算定に用いる予定利率の設定方法に関して、改正案が示されました※3。なお、適用日は2019年4月1日とされています。
 - ＜改正前＞ 30年国債の5年平均利回りに0.8以上1.2以下の係数を乗じて得た率を用いることが可能
 - ＜改正後＞ 30年国債の5年平均利回りに0.5%以内の率を加減して得た率を用いることを可能とする

| | 30年国債の 5年平均利回り | 改正前 | 改正後 |
|--------|-------------------|--|--|
| 2018年度 | 1.24% | 0.992%～1.488% (1.24%×0.8～1.24%×1.2) | 0.74%～1.74% (1.24%-0.5%～1.24%+0.5%) |
| 2019年度 | 1.05% | 0.84%～1.26% (1.05%×0.8～1.05%×1.2) | 0.55%～1.55% (1.05%-0.5%～1.05%+0.5%) |

- ▶ 低金利状態が長期化する中、当該係数を乗じることで調整できる幅が縮小している状況を踏まえ、改正するものです（30年国債5年平均利回りが2.5%以下の環境であれば、予定利率の上限値は改正前より大きくなる）。
- ▶ 意見募集期間は、2019年2月5日から2019年3月7日です。

※1 [確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件（案）に関する御意見募集（パブリックコメント）について](#)

※2 [「確定給付企業年金制度について」等の改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）について](#)

※3 ご参考：企業年金連合会「[現下の低金利状況を踏まえた非継続基準のあり方に関する要望](#)」（P2～3）

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

1. 「確定給付企業年金法施行規則第55条1項1号に規定する予定利率」の一部改正の概要

【適用日】 2019年4月1日

| 項目 | 改正前 | 改正後 |
|--------------------------|--|---|
| 告示 最低積立基準額の算定に用いる予定利率 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度 年率1.46% ・平成30年度 年率1.24% <p>ただし、以下の場合は、当該年率に0.8以上1.2以下の数を乗じて得た年率を予定利率とすることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金を実施する事業主が労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得た場合 ・企業年金基金を設立して実施する確定給付企業年金にあつては、当該企業年金基金の代議員会において議決した場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 年率1.24% ・平成31年度 年率1.05% <p>ただし、以下の場合は、当該年率に0.5%以内の率を加減して得た率を予定利率とすることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金を実施する事業主が労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得た場合 ・企業年金基金を設立して実施する確定給付企業年金にあつては、当該企業年金基金の代議員会において議決した場合 |

2. 「確定給付企業年金制度について」の一部改正の概要

| 項目 | 改正前 | 改正後 |
|--------------------|--|--|
| 第5 積立金の積立に関する事項 | <p>1 最低積立基準額の算定においては、当該額が確定給付企業年金が終了した場合における残余財産の分配額の算定基礎等となることを踏まえて、次の点に留意すること。</p> <p>(4) 確定給付企業年金法施行規則第55条に規定する予定利率に規定する「<u>0.8以上1.2以下の数</u>」を設定するときは、その設定の根拠及び最低積立基準額に及ぼす影響について、労使間や代議員会において十分な検討を行っている必要があり、加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと。</p> | <p>1 最低積立基準額の算定においては、当該額が確定給付企業年金が終了した場合における残余財産の分配額の算定基礎等となることを踏まえて、次の点に留意すること。</p> <p>(4) 確定給付企業年金法施行規則第55条に規定する予定利率に規定する「<u>0.5パーセント以内の率</u>」を設定するときは、その設定の根拠及び最低積立基準額に及ぼす影響について、労使間や代議員会において十分な検討を行っている必要があり、加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと。</p> <p>なお、「<u>0.5パーセント以内の率</u>」を設定している場合に確定給付企業年金の終了、確定拠出年金(企業型)への移行又は中小企業退職金共済への移換をするときは、最低積立基準額の算定に用いる予定利率について改めて労使間や代議員会において十分な検討を行い、検討の結果として「<u>0.5パーセント以内の率</u>」を設定するときは、加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと。</p> |

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

3. 「規約の承認及び認可の基準について」の一部改正の概要

| 項目 | 改正前 | 改正後 |
|---------------------------------|---------------------------------|--|
| 3-7 終了又は解散及び清算に関する事項 | | 終了するときの最低積立基準額の算定に用いる予定利率 (「0.5パーセント以内の率」を加算して得た率を設定する場合には、用いる予定利率を規約に定めること) |
| 3-11 他制度間の脱退一時金相当額等の移換に関する事項 | 他制度(中小企業退職金共済に限る)への積立金又は残余財産の移換 | 他制度(確定給付企業年金及び厚生年金基金を除く)への積立金又は残余財産の移換 (「0.5パーセント以内の率」を加算して得た率を設定する場合には、用いる予定利率を規約に定めること) 以下、中小企業退職金共済への積立金又は残余財産の移換に限る。 |

以上

発行元:三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。